令和７年度 第２回 福岡市地域公共交通会議

日　時：令和７年８月 18 日（月）14 時 00 分～
会　場：エルガーラホール ７階 会議室１

会　議　次　第

１　開　　会

２　議　　題

１）糸島市内運行オンデマンドバス「チョイソコよかまちみらい号」の福岡市西区周船寺駅周辺への乗り入れについて

２）生活交通に関する取組み状況について

３）協議運賃幹事会の付議案件について
・糸島市内運行オンデマンドバス「チョイソコよかまちみらい号」の福岡市西区周船寺駅周辺への乗り入れについて

※資料は議題１と同様

３　閉　　会

福岡市地域公共交通会議　委員等名簿

五十音順

所　　属	氏　　名	備考
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	河津（かわづ）　隆幸（たかゆき）	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	田川（たがわ）　さおり	
福岡市自治協議会等７区会長会 代表	戸高（とだか）　輝美（てるみ）	
九州運輸局 福岡運輸支局長	永松（ながまつ）　靖二（せいじ）	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	三根（みね）　徹（とおる）	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	鞭馬（むちま）　隆行（たかゆき）	
安川タクシー株式会社 代表取締役	安川（やすかわ）　哲史（てつじ）	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹	山口（やまぐち）　哲生（てつお）	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	松岡（まつおか）　淳（あつし）	

事務局

所　　属	氏　　名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	中村（なかむら）　充伸（みつのぶ）	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課　企画調整係長	中村（なかむら）　嘉秀（よしひで）	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課　公共交通支援第１係長	筒井（つつい）　峻平（しゅんぺい）	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課　公共交通支援第２係長	長野（ながの）　貴之（たかゆき）	

令和７年度 第２回 福岡市地域公共交通会議　座席表

日時：令和７年８月18日（月）14時00分から
会場：エルガーラホール　７階　会議室１

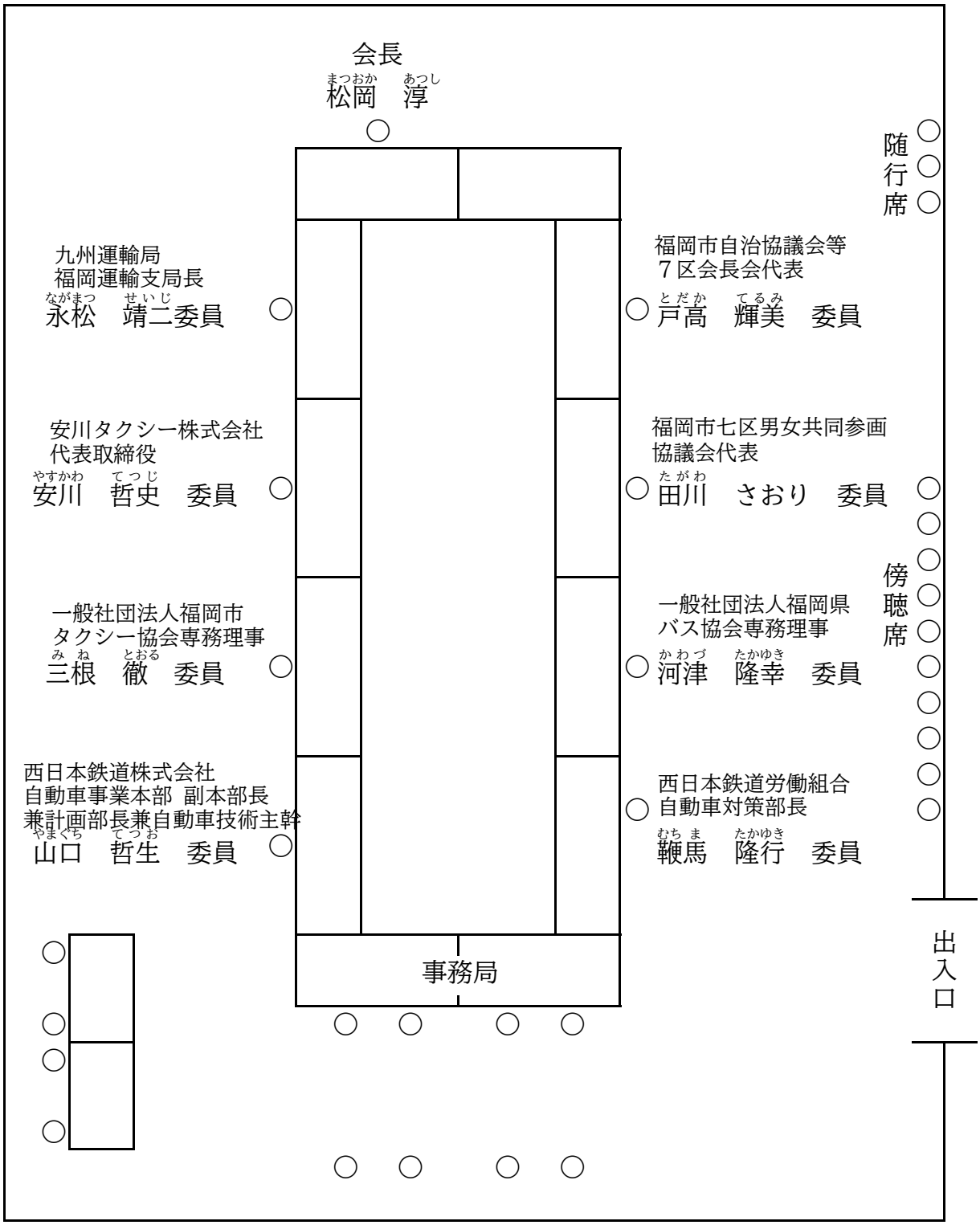

今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）
第四条
２　前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。
ただし、当該路線図について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。)(以下「地域公共交通会議等」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。
（地域公共交通会議の構成員）
第四条の二　地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。
一　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
二　一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
三　住民又は旅客
四　地方運輸局長
五　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
２　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
イ　道路管理者
ロ　都道府県警察
二　学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

１．地域公共交通会議の目的　地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第３章　福岡市地域公共交通会議
第 12 条　この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。
２　交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。
(1) 生活交通の在り方に関する事項
(2) 特別対策区域に関する事項
(3) 前２号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項
３　交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。
４　交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題１・２

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第９条　この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第１条　この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第４項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第２条　交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第３条　会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

２　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第４条　委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第４条の２に規定するところにより、市長が任命する。

２　委員の任期は、３年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

３　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第５条　前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は、市長が任命する。

３　臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第６条　交通会議の会議は、条例第９条第２項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

３　交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第７条　会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1)　本市の住民

(2)　関係事業者の職員

(3)　本市の職員

(4)　その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第８条　交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第９条　この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附　則(平成24年８月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年３月31日規則第89号)

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則(平成28年３月28日規則第43号)

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則(令和７年３月31日規則第41号)

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第９条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第２条　会長は、規則第６条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第３条　交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第４条の２第４号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第４条　規則第６条第２項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

２　議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。

３　議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第５条　交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

２　傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

３　議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第６条　会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

２　会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

３　会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第３号）第７条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第７条　次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

（１）運行時刻の変更

（２） 運行回数を増加する変更
（３） 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
（４） 前３号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの

２　前項に規定する場合においては、第３条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。

３　第１項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。

４　規則第６条第４項の規定は、第１項の議決について準用する。この場合において、規則第６条第４項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

５　第１項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附　則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
この要綱は、令和４年 9月20日から施行する。
この要綱は、令和６年２月26日から施行する。
この要綱は、令和７年５月26日から施行する。

議題１

糸島市内運行オンデマンドバス
「チョイソコよかまちみらい号」の
福岡市西区周船寺駅周辺への
乗り入れについて

議題１

（資料１）

糸島市内運行オンデマンドバス「チョイソコよかまちみらい号」の福岡市西区周船寺駅周辺への乗り入れについて

１．趣旨

昭和自動車株式会社では、福岡市内に位置する JR 周船寺駅から南下し、糸島市高祖、末永、川原地区を結んで定時定路線バス「川原線」を、また糸島市内南部地域（井原・曽根・雷山地域）にてオンデマンドバス「チョイソコよかまちみらい号」（区域運行）を運行している。

定時定路線バス「川原線」沿線にある高祖地区は一部交通不便地域があることから、以前より「チョイソコよかまちみらい号」の運行エリア拡大の要望を受けており、この度「川原線」（周船寺駅～雷山の森間）の平日日中時間帯を「チョイソコよかまちみらい号」に実証的に変更することとしたため、本会議に諮るもの。

なお当実証運行については、令和７年５月 30 日に糸島市地域公共交通会議にて承認いただいていることを申し添える。

２．運行計画案

（１）運行事業者　昭和自動車株式会社

（２）運行の態様　区域運行（道路運送法施行規則第３条の３）

（３）営業の区域　川原線エリア（周船寺駅、県道 56 号線沿線）

（４）運行の区域　川原線エリア（営業の区域と同じ）

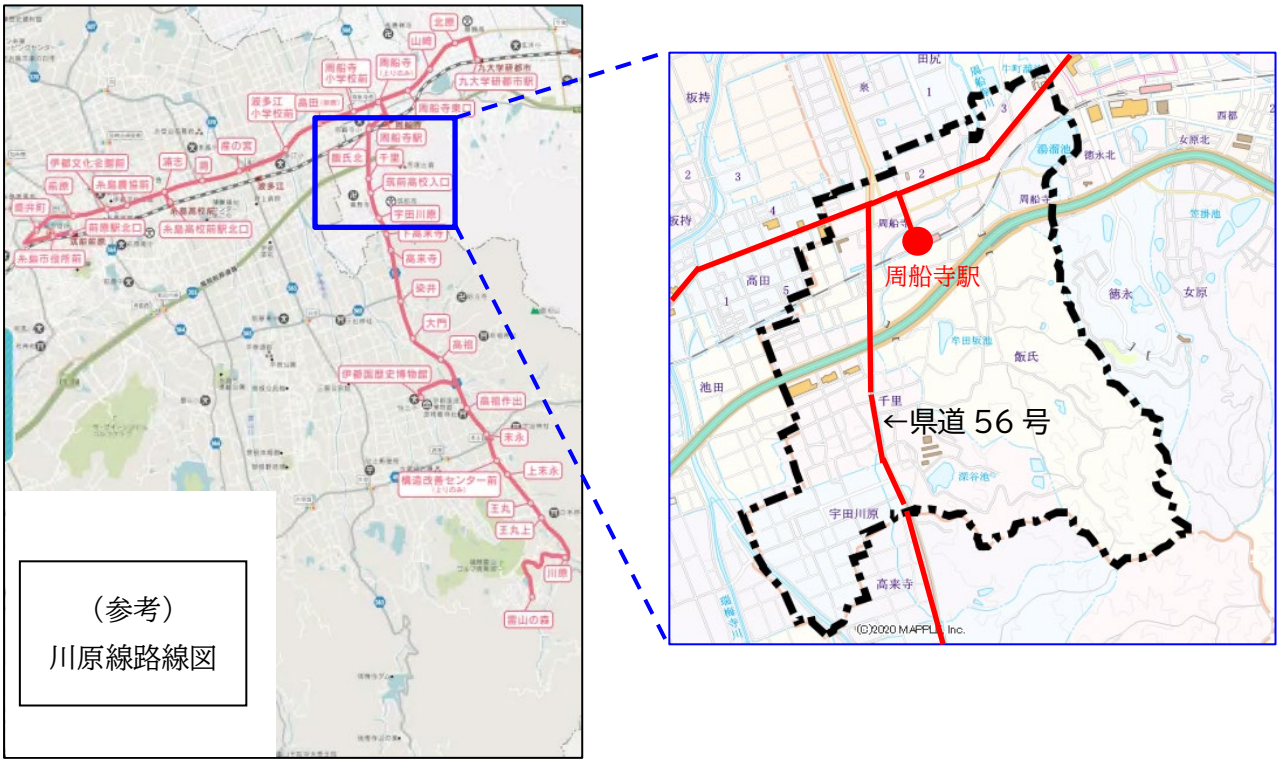

（５）運行形態

予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

（6）運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

（7）乗降ポイント（停留所）

川原線エリア（乗降ポイント:6 箇所(R7.10.1 時点、福岡市内のみ抜粋)）

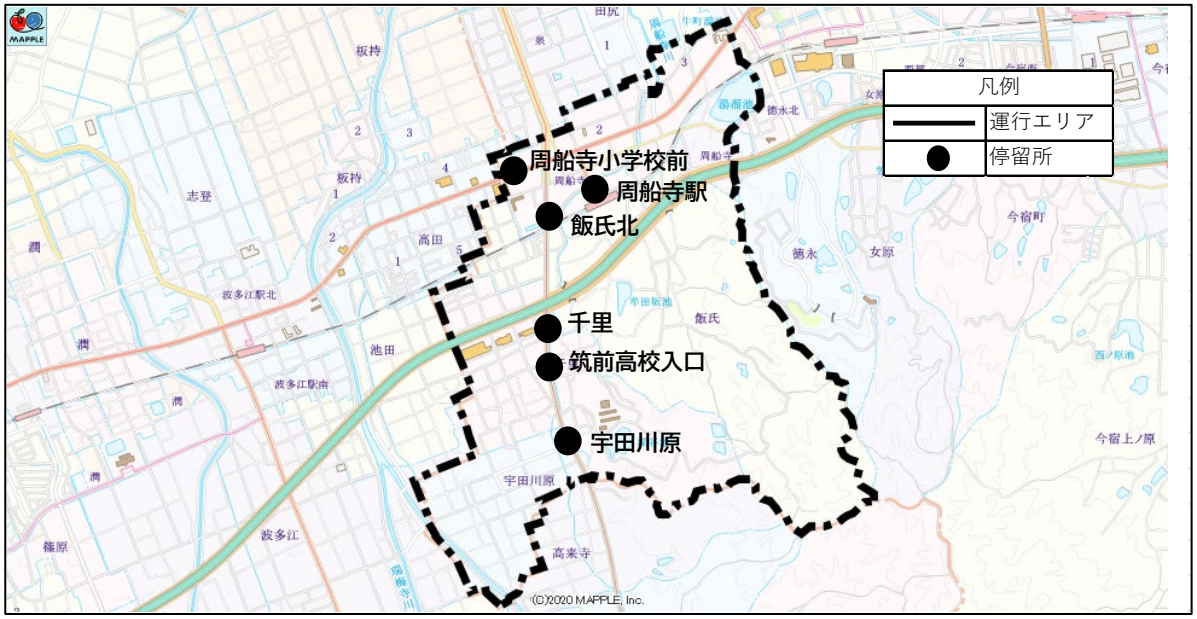

※乗降ポイント(停留所)については、警察ならびに道路管理者との協議済み。

乗降ポイント(停留所)のイメージ

標示のイメージ

（８）運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車定員８名　※運転手除く）１台
営業所に常用１台、予備１台を配備
※折りたたみ式車いすでの乗車可

（９）運行曜日及び運行時間

運 行 曜 日：月曜日～金曜日(運休：土日祝日・8/13～8/15・12/30～1/3)
運行時間帯：8:30～17:00
※うち１時間ドライバー休憩時間
運 行 間 隔：乗降ポイント（停留所）⇒乗降ポイント（停留所）を１便と仮定し、１時間当たり１便～４便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話(専用コールセンター：㈱アイシン「チョイソコ」コールセンター)
若しくはインターネットで受付
電話予約受付　　：8：30～17:00
インターネット予約受付：24 時間
予約可能期間:乗車希望日の 2 週間前～30 分前まで

（インターネット予約イメージ）

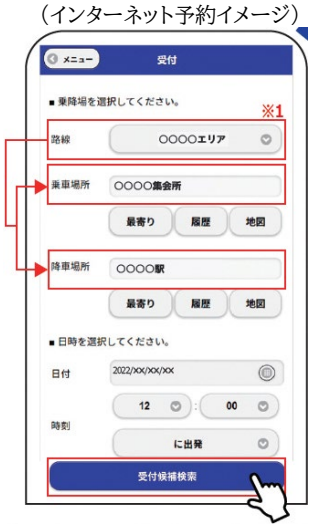

対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、
「受付候補検索」を押下
→希望時間前後の候補が数案提示される

（11）運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12 歳以上（中学生以上）	200 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満（小学生）	100 円
	幼児（未就学児） 1 歳以上 6 歳未満	無料 単独乗車は小児運賃
	障がい者・介助者	100 円
	小児障がい者 6 歳以上 12 歳未満（小学生）	50 円
決済手段	現金	乗車時
	乗車券・回数券・定期券 ※回数券は令和 3 年 10 月に販売終了	乗車時
	PayPay	乗車時

（12）割引等

なし

（13）市負担金

福岡市の負担金なし（但し、糸島市より欠損補助）

（14）運行期間

令和７年 10 月１日（水）から令和８年３月 31 日（火）

※場合により、令和８年９月 30 日（水）まで延長の可能性あり。

（15）地域との協議状況

令和７年６月 11 日(水)に対象の周船寺校区に説明の上、了承済み。

３．議決事項

川原線エリアにおける「チョイソコよかまちみらい号」の実証運行ついて、上記運行計画案に基づき、福岡市内に乗り入れる形で実証的に運行するもの。

４．その他

・現在の定時定路線「川原線」の既存バス停を「チョイソコよかまちみらい号」の乗降ポイントとして活用する。

・本格運行実施時には、糸島市地域公共交通会議に諮り承認を得たのち、福岡市地域公共交通会議に諮る。

参考：

【運行事業者】

・昭和自動車株式会社

【届出内容】

①運行の態様：区域運行

②区 域 設 定：周船寺駅、県道 56 号線沿線

③運 賃 申 請：届出運賃

④使 用 車 両：ワンボックス車両（乗車定員 8 名　※運転手除く）を使用

⑤車　両　数：常用 1 台

⑥車 両 併 用：専属車両（点検時は同型の別車両にて運行）

【チョイソコよかまちみらい号の運行エリア（既存・新規）】

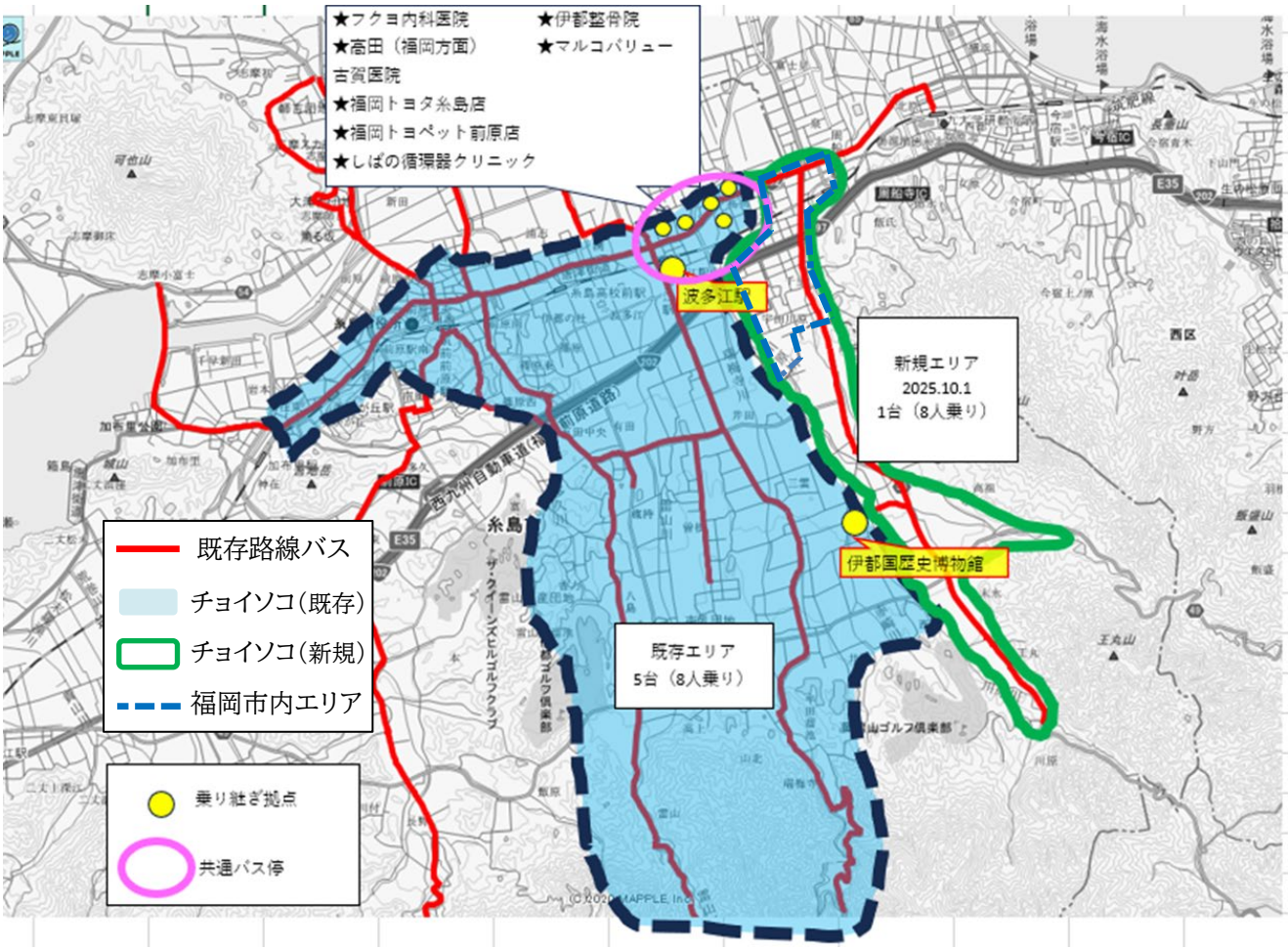

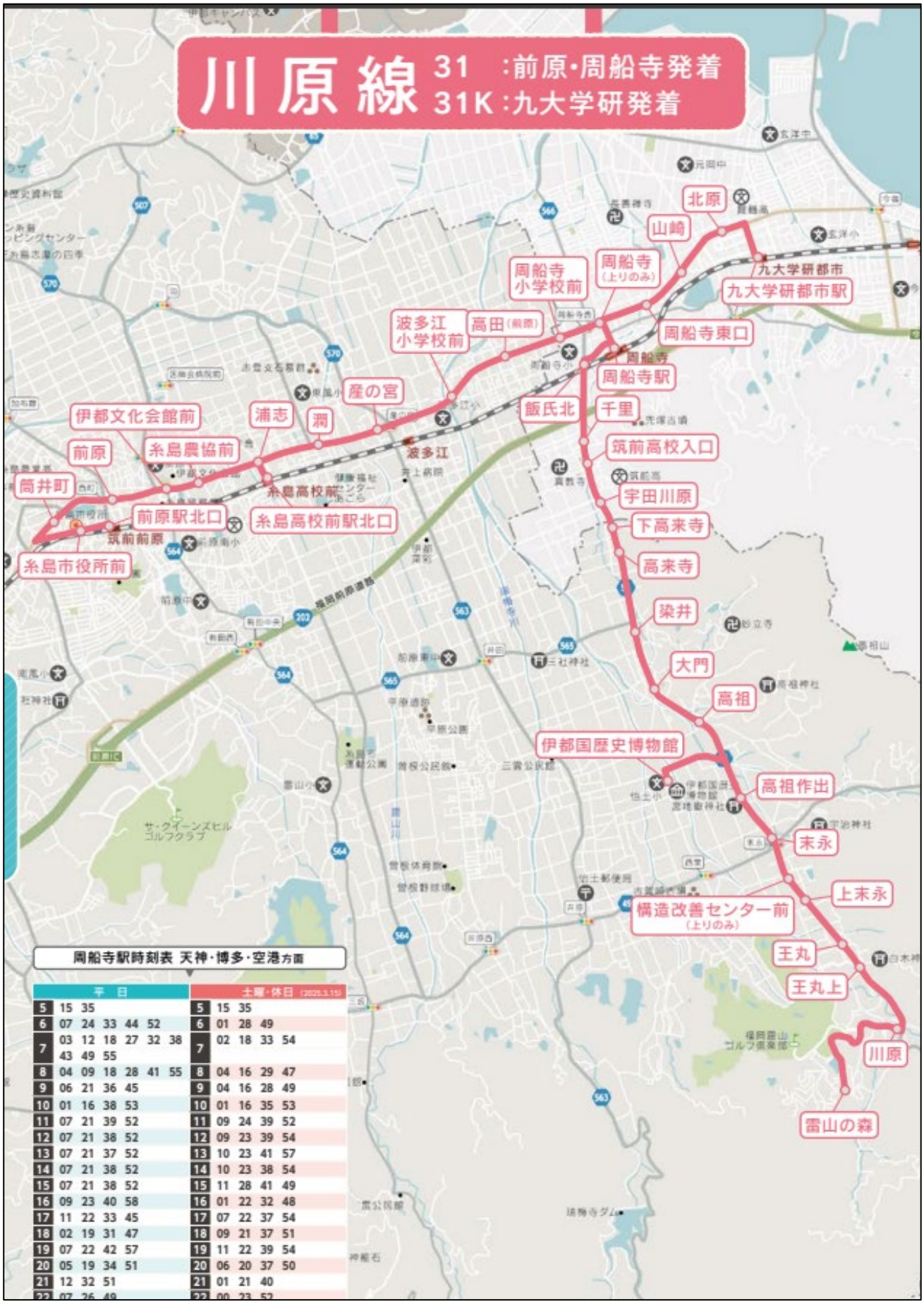

周船寺駅時刻表 天神・博多・空港方面

	平日		土曜・休日 (2025.3.15)	
5	15 35		5	15 35
6	07 24 33 44 52		6	01 28 49
7	03 12 18 27 32 38 43 49 55		7	02 18 33 54
8	04 09 18 28 41 55		8	04 16 29 47
9	06 21 36 45		9	04 16 28 49
10	01 16 38 53		10	01 16 35 53
11	07 21 39 52		11	09 24 39 52
12	07 21 38 52		12	09 23 39 54
13	07 21 37 52		13	10 23 41 57
14	07 21 38 52		14	10 23 38 54
15	07 21 38 52		15	11 28 41 49
16	09 23 40 58		16	01 22 32 48
17	11 22 33 45		17	07 22 37 54
18	02 19 31 47		18	09 21 37 51
19	07 22 42 57		19	11 22 39 54
20	05 19 34 51		20	06 20 37 50
21	12 32 51		21	01 21 40
22	07 26 49		22	00 23 52

【平日】川原線（前原駅北口・九大学研都市駅⇒周船寺駅⇒雷山の森）

※糸島市役所～産の宮間時刻記載省略（各バス停停車いたします）

現在

前原駅北口		8:30							19:03
波多江小学校前		8:43							19:16
高田（前原）		8:45							19:18
周船寺小学校前		8:47							19:20
九大学研都市駅		↓↓	10:26	12:56	14:36	15:36	17:16		↓↓
北原		↓↓	10:27	12:57	14:37	15:37	17:17		↓↓
山崎		↓↓	10:29	12:59	14:39	15:39	17:19		↓↓
周船寺東口		↓↓	10:30	13:00	14:40	15:40	17:20		↓↓
周船寺駅	7:18	8:50	10:33	13:03	14:43	15:43	17:23	18:25	19:23
飯氏北	7:20	8:52	10:35	13:05	14:45	15:45	17:25	18:27	19:25
千里	7:22	8:54	10:37	13:07	14:47	15:47	17:27	18:29	19:27
筑前高校入口	7:23	8:55	10:38	13:08	14:48	15:48	17:28	18:30	19:28
宇田川原	7:23	8:55	10:38	13:08	14:48	15:48	17:28	18:30	19:28
下高来寺	7:24	8:56	10:39	13:09	14:49	15:49	17:29	18:31	19:29
高来寺	7:24	8:56	10:39	13:09	14:49	15:49	17:29	18:31	19:29
染井	7:25	8:57	10:40	13:10	14:50	15:50	17:30	18:32	19:30
大門	7:26	8:58	10:41	13:11	14:51	15:51	17:31	18:33	19:31
高祖	7:27	8:59	10:42	13:12	14:52	15:52	17:32	18:34	19:32
伊都国歴史博物館	↓↓	9:01	10:44	13:14	14:54	15:54	↓↓	↓↓	↓↓
高祖作出	7:28	9:03	10:46	13:16	14:56	15:56	17:33	18:35	19:33
末永	7:29	9:04	10:47	13:17	14:57	15:57	17:34	18:36	19:34
上末永	7:30	9:05	10:48	13:18	14:58	15:58	17:35	18:37	19:35
王丸	7:31	9:06	10:49	13:19	14:59	15:59	17:36	18:38	19:36
王丸上	7:31	9:06	10:49	13:19	14:59	15:59	17:36	18:38	19:36
川原（前原）	7:32	9:07	10:50	13:20	15:00	16:00	17:37	18:39	19:37
雷山の森	7:35	9:10	10:53	13:23	15:03	16:03	17:40	18:42	19:40

変更案

「チョイソコよかまちみらい号」運行時間

前原駅北口									19:03
波多江小学校前									19:16
高田（前原）									19:18
周船寺小学校前									19:20
九大学研都市駅				12:56	14:36		17:16		↓↓
北原				12:57	14:37		17:17		↓↓
山崎				12:59	14:39		17:19		↓↓
周船寺東口				13:00	14:40		17:20		↓↓
周船寺駅	7:18			13:03	14:43	15:43	17:23	18:25	19:23
飯氏北	7:20			13:05	14:45	15:45	17:25	18:27	19:25
千里	7:22			13:07	14:47	15:47	17:27	18:29	19:27
筑前高校入口	7:23			13:08	14:48	15:48	17:28	18:30	19:28
宇田川原	7:23			13:08	14:48	15:48	17:28	18:30	19:28
下高来寺	7:24			13:09	14:49	15:49	17:29	18:31	19:29
高来寺	7:24			13:09	14:49	15:49	17:29	18:31	19:29
染井	7:25			13:10	14:50	15:50	17:30	18:32	19:30
大門	7:26			13:11	14:51	15:51	17:31	18:33	19:31
高祖	7:27			13:12	14:52	15:52	17:32	18:34	19:32
伊都国歴史博物館	↓↓			13:14	14:54	15:54	↓↓	↓↓	↓↓
高祖作出	7:28			13:16	14:56	15:56	17:33	18:35	19:33
末永	7:29			13:17	14:57	15:57	17:34	18:36	19:34
上末永	7:30			13:18	14:58	15:58	17:35	18:37	19:35
王丸	7:31			13:19	14:59	15:59	17:36	18:38	19:36
王丸上	7:31			13:19	14:59	15:59	17:36	18:38	19:36
川原（前原）	7:32			13:20	15:00	16:00	17:37	18:39	19:37
雷山の森	7:35			13:23	15:03	16:03	17:40	18:42	19:40

【平日】川原線（雷山の森⇒周船寺駅⇒九大学研都市駅・前原駅北口）

※産の宮～糸島市役所間時刻記載省略（各バス停停車いたします）

現在

雷山の森	7:00	7:40	9:17	11:02	13:32	15:12	16:12	18:03
川原（前原）	7:03	7:43	9:20	11:05	13:35	15:15	16:15	18:06
王丸上	7:04	7:44	9:21	11:06	13:36	15:16	16:16	18:07
王丸	7:04	7:44	9:21	11:06	13:36	15:16	16:16	18:07
上末永	7:05	7:45	9:22	11:07	13:37	15:17	16:17	18:08
構造改善センター前	7:05	7:45	9:22	11:07	13:37	15:17	16:17	18:08
末永	7:06	7:46	9:23	11:08	13:38	15:18	16:18	18:09
高祖作出	7:07	7:47	9:24	11:09	13:39	15:19	16:19	18:10
伊都国歴史博物館	↓↓	7:49	9:26	11:11	13:41	15:21	16:21	↓↓
高祖	7:08	7:51	9:28	11:13	13:43	15:23	16:23	18:11
大門	7:09	7:52	9:29	11:14	13:44	15:24	16:24	18:12
染井	7:10	7:53	9:30	11:15	13:45	15:25	16:25	18:13
高来寺	7:11	7:54	9:31	11:16	13:46	15:26	16:26	18:14
下高来寺	7:11	7:54	9:31	11:16	13:46	15:26	16:26	18:14
宇田川原	7:12	7:55	9:32	11:17	13:47	15:27	16:27	18:15
筑前高校入口	7:12	7:55	9:32	11:17	13:47	15:27	16:27	18:15
千里	7:13	7:56	9:33	11:18	13:48	15:28	16:28	18:16
飯氏北	7:15	7:58	9:35	11:20	13:50	15:30	16:30	18:18
周船寺駅	7:17	8:00	9:37	11:22	13:52	15:32	16:32	18:20
周船寺		8:01	9:39	11:24	13:54	15:34	16:34	
周船寺東口		↓↓	9:40	11:25	13:55	15:35	16:35	
山崎		↓↓	9:41	11:26	13:56	15:36	16:36	
北原		↓↓	9:42	11:27	13:57	15:37	16:37	
九大学研都市駅		↓↓	9:47	11:32	14:02	15:42	16:42	
周船寺小学校前		8:03						
高田（前原）		8:04						
波多江小学校前		8:06						
前原駅北口		8:20						

変更案

「チョイソコよかまちみらい号」運行時間

雷山の森	7:00	7:40			13:32	15:20	16:12	18:05
川原（前原）	7:03	7:43			13:35	15:23	16:15	18:08
王丸上	7:04	7:44			13:36	15:24	16:16	18:09
王丸	7:04	7:44			13:36	15:24	16:16	18:09
上末永	7:05	7:45			13:37	15:25	16:17	18:10
構造改善センター前	7:05	7:45			13:37	15:25	16:17	18:10
末永	7:06	7:46			13:38	15:26	16:18	18:11
高祖作出	7:07	7:47			13:39	15:27	16:19	18:12
伊都国歴史博物館	↓↓	7:49			13:41	15:29	16:21	↓↓
高祖	7:08	7:51			13:43	15:31	16:23	18:13
大門	7:09	7:52			13:44	15:32	16:24	18:14
染井	7:10	7:53			13:45	15:33	16:25	18:15
高来寺	7:11	7:54			13:46	15:34	16:26	18:16
下高来寺	7:11	7:54			13:46	15:34	16:26	18:16
宇田川原	7:12	7:55			13:47	15:35	16:27	18:17
筑前高校入口	7:12	7:55			13:47	15:35	16:27	18:17
千里	7:13	7:56			13:48	15:36	16:28	18:18
飯氏北	7:15	7:58			13:50	15:38	16:30	18:20
周船寺駅	7:17	8:00			13:52	15:40	16:32	18:22
周船寺		8:01			13:54		16:34	
周船寺東口		↓↓			13:55		16:35	
山崎		↓↓			13:56		16:36	
北原		↓↓			13:57		16:37	
九大学研都市駅		↓↓			14:02		16:42	
周船寺小学校前		8:03						
高田（前原）		8:04						
波多江小学校前		8:06						
前原駅北口		8:20						

議題２

生活交通に関する取組み状況について

議題２

生活交通に関する取組み状況について

生活交通の確保について

生活交通の確保に向けた取組み

○ **郊外部の人口減少**や**バス利用者数の減少**に加え、近年の**運転手不足**など、**公共交通を取り巻く環境は厳しく**なっており、**バス路線の維持が課題**となっている。

○ また、**高齢化が進展**し、**生活圏での移動ニーズが高まる**中、丘陵地など、**公共交通が不便な地域**における**生活交通の確保が重要**となっている。

参考：市内のバス交通の現状

市内においては、西鉄バス、昭和バス、ＪＲ九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

市内バス路線の運行本数（R6.11時点）

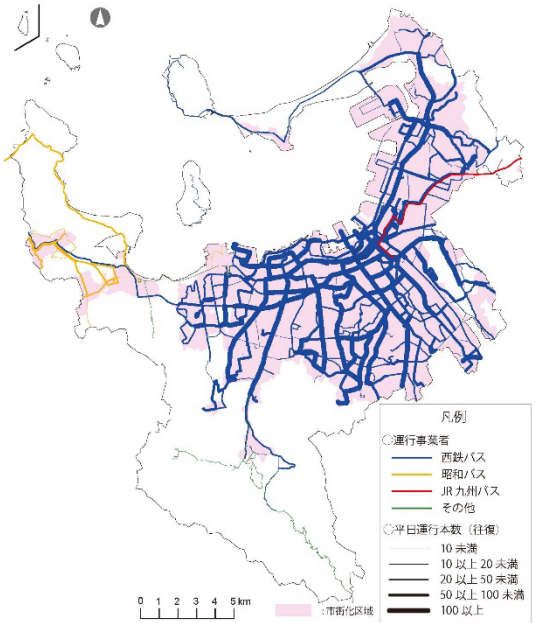

生活交通条例に基づく施策

○「**公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例**（平成22年12月28日施行）」**に基づき**、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、**地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる**。

生活交通条例に基づく支援策

- 条例に基づく支援施策
  - 公共交通空白地等に関する施策
    - 休廃止対策
    - 不便地対策
    - 生活交通確保支援
  - 移動制約者に関する施策
    - 福祉有償運送

条例に基づく施策の取組み状況＜参考＞

施策の取組み状況（位置図）

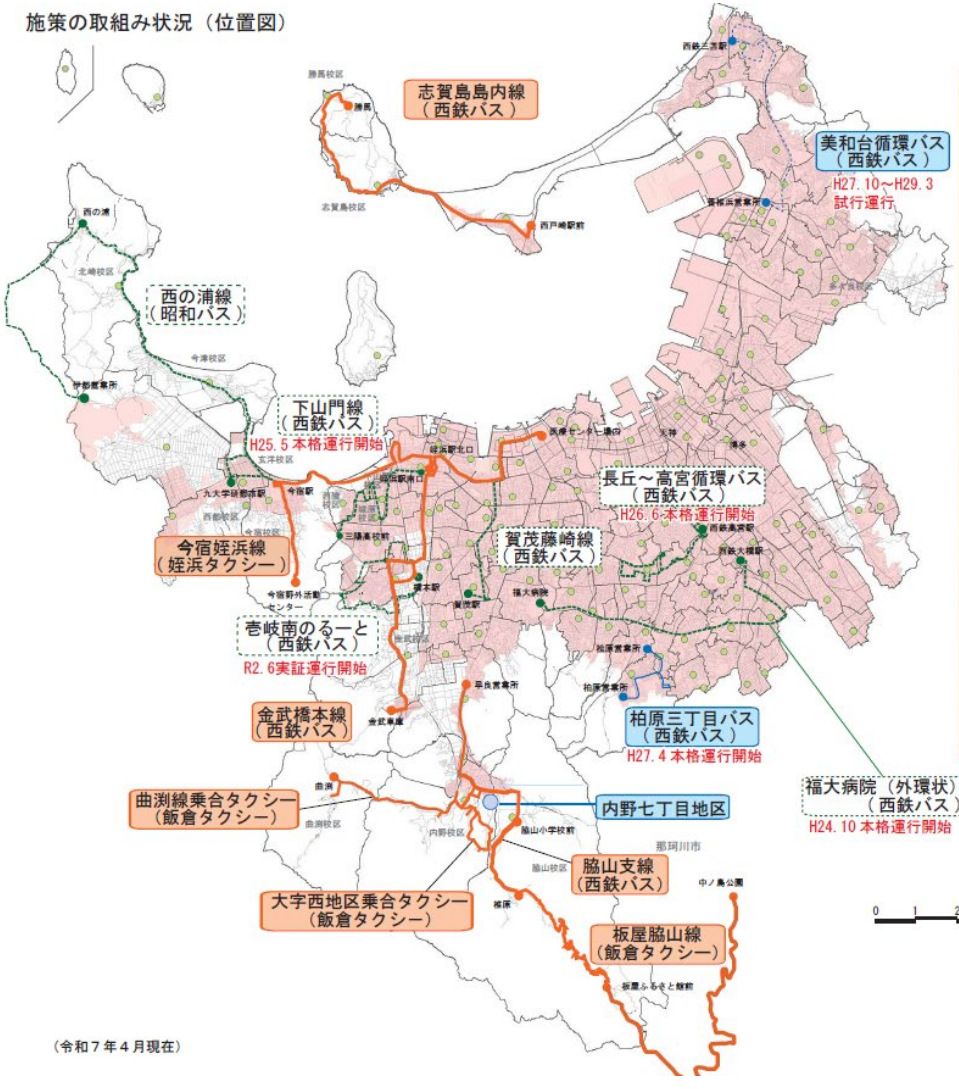

（令和７年４月現在）

休廃止対策

生活交通確保支援

公共交通空白地等に関する施策

（1）休廃止対策
バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。

（2）不便地対策
バス停・鉄道駅から一定の距離又は高低差のある地域などにおいて、地域の取組みに対し、検討経費や交通事業者が実施する実証運行などの経費に補助を行う。

（3）生活交通確保支援
休廃止対策や不便地対策の対象地以外において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対し、地域と事業者間の調整などの活動支援を行う。

オンデマンド交通社会実験について

オンデマンド交通社会実験の概要

○ **高齢化の進展等**に伴い、公共交通が不便な地域における買い物や通院などの**生活交通確保が課題となる中**、**持続可能な生活交通確保の仕組みづくり**に取り組んでいく必要があり、取組みの一つとして、**令和４年度より**、**オンデマンド交通を活用した社会実験を実施**している。

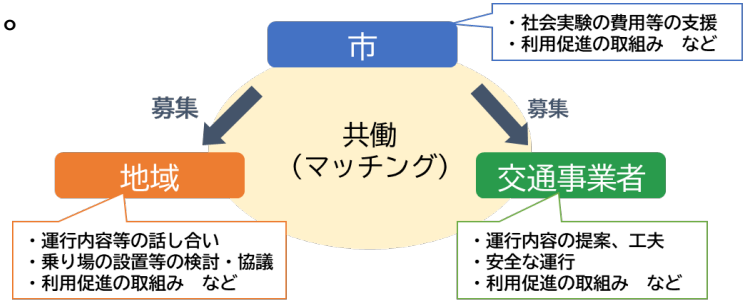

○ **市と共働で**運行内容の検討や利用促進等に**主体的に取り組む地域・交通事業者**をそれぞれ**募集のうえ決定**、**市内３エリアで社会実験**に取り組んでいる。

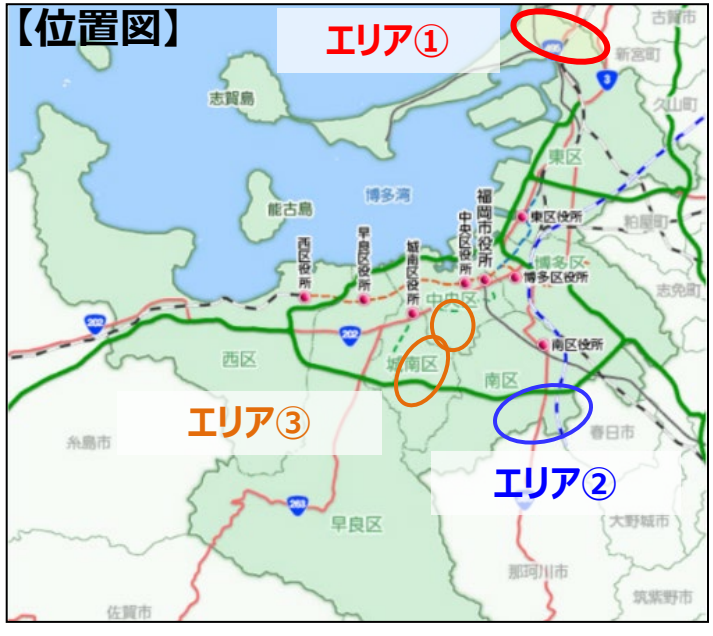

○ 各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による**運行協議会を設置**し、運行内容や利用促進等の**協議・検討に取り組んでおり**、**令和4年11月**（エリア①東区）**から**、**順次、運行を開始**しており、三者共働で、取組みを進めている。

運行概要

（運行概要）

	エリア①東区 美和台・和白東・三苫校区	エリア②南区 老司・鶴田・弥永西・ 弥永・曰佐校区	エリア③中央区・城南区 赤坂・草ヶ江・小笹・ 長尾・片江・金山・七隈校区
運行内容	広域運行		曜日別運行
実施体制	㈱アイシン （企画・システム構築等） 第一交通産業㈱ （運行マネージメント） ㈱第一交通 （運行、車両管理）	㈱アイシン （企画・システム構築等） 第一交通産業㈱ （運行マネージメント） 福岡第一交通㈱ （運行、車両管理）	
システム名	チョイソコ		
運行日	平日（月～金） (土日祝・年末年始は運休)		平日 及 び土曜日 ※各３曜日 (日祝・年末年始は運休)
運行時間帯	８：00－18 ：00（ドライバー休憩 1時間含む）		
運賃設定	300円/１乗車・人（障がい者、障がい者の介護者（１名）、小学生は半額） ※エリア②南区：井尻駅・博多南駅付近は400円/１乗車・人（障がい者、障がい者の介護者（１名）、小学生は半額）		
使用車両	ユニバーサルデザインタクシー車両（乗客定員４人）　１台		
運行期間	R4.11.24 ～ R8.3.31	R5.1.31 ～ R8.3.31	R5.6.28 ～ R8.3.31

取組み状況

【参考】取組み状況

利用状況（人/日）

利用者は徐々に増加

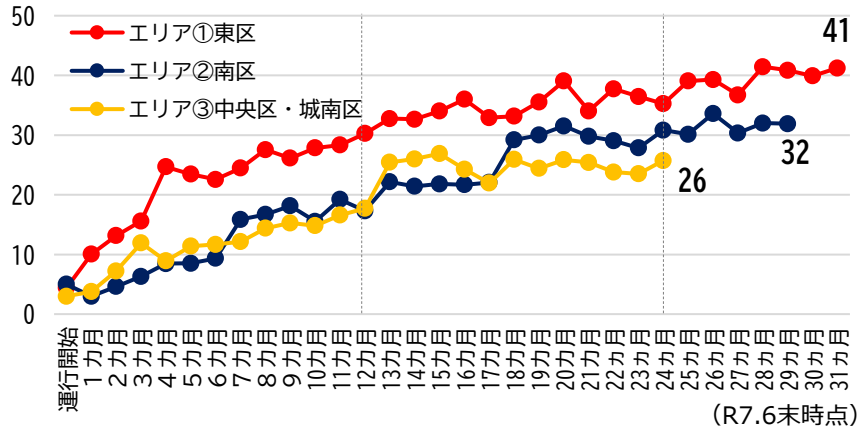

（R7.6末時点）

収支率（%）

収支率は徐々に増加（改善）

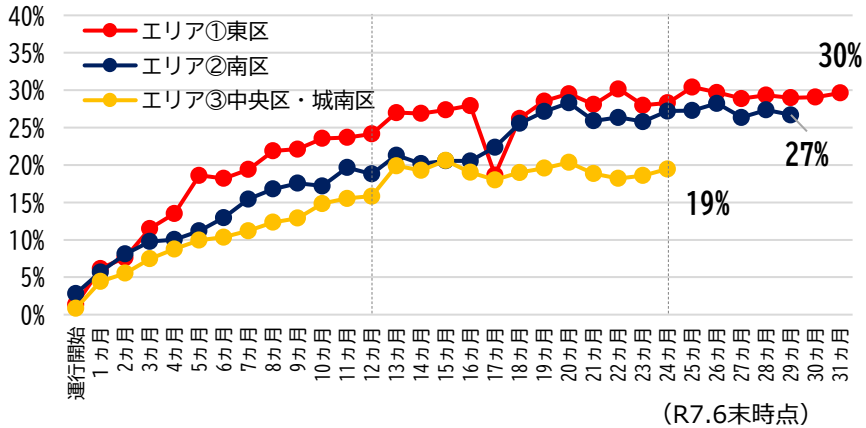

（R7.6末時点）

利用経験者の年齢層

利用の約７割が65歳以上
（75歳以上の方が半数以上）

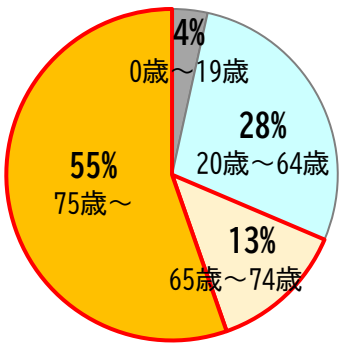

（R7.6末時点）

外出機会の変化

外出機会が増えたと回答した方が約３割

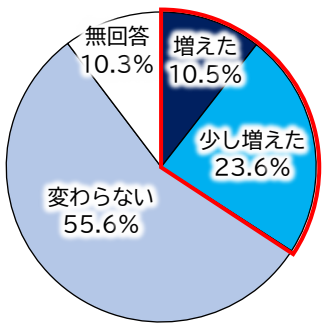

全体(n=475)

（R6 アンケート調査（３エリア計））

公共交通不便地等への支援強化について

公共交通不便地等への支援強化

○ 高齢化の進展、生活圏の移動ニーズの高まりなど、郊外部をはじめ公共交通が不便な地域における生活交通の確保が重要となっており、社会実験での成果等も踏まえ、**令和７年６月に公共交通不便地等における取組みへの支援（不便地対策）を拡充**するなど、**取組みを強化**。

不便地対策

①支援の対象地域

○ **公共交通不便地等**（公共交通不便地、公共交通不便地に準ずる地域 等）**を含む地域**

②支援の内容

○ **公共交通不便地等を含む地域**において、地域の取組みに対する検討経費や、交通事業者が実施する**実証運行への補助を拡充**するとともに、**本格運行への補助を新たに導入**

- 社会実験の実績等を踏まえ、**目標収支率を２割**（運行経費の８割を補助）に設定する
  ※**実証運行１～２年目**は、**目標収支率の緩和措置**を適用可能（１年目10%、２年目15%））
- 本格運行移行後も、収支率の向上が図られるよう、**インセンティブ制度を導入**
- オンデマンド交通に限らず、地域の実情に応じた持続可能な生活交通を確保

〈支援の概要〉 【公共交通不便地対策補助金交付要綱】

	STEP1 運行内容の検討	STEP2 実証運行の実施	STEP3 本格運行
拡充前	調査・検討補助 金額：年間50万円 期間：3年（最長5年）	運行経費補助 金額：経費1/2（300万円上限） 期間：6か月（最長1年）	―
拡充後	調査・検討補助 金額：年間50万円 期間：最長5年	拡充 運行経費補助 金額：収支差額 目標収支率 20％（緩和1年目10%、2年目15%） 期間：1年（最長3年）	新規 運行経費補助 金額：収支差額 目標収支率20％以上 期間： ―

目標収支率２割を達成 ⇒ 本格運行へ移行

※収支率 ＝ 収入 ÷ 運行経費（初期経費、利便性向上・利用促進等経費等除く）

公共交通不便地等への支援強化

〈参考：支援の流れ〉

検討段階

協議会の立ち上げ

運行内容の検討

実証運行の実施

利用促進／
検証・見直し

収支率 20%

未達成 → 運行見送り

達成

実施段階

本格運行

利用促進／
定期的な検証・見直し

検討経費補助
＜補助対象者＞協議会（地域）
＜補助金額＞調査、検討などに要する経費
（年間５０万円を限度）
＜事業期間＞最長５年

拡充

実証運行経費補助
＜補助対象者＞公共交通事業者
＜補助金額＞実証運行に要する経費と収入の差額
運行経費、初期経費、
システム改修経費、
利便性向上・利用促進等経費
＜事業期間＞1年間（最長３年）
＜その他＞目標収支率２０％
（但し、１年目10%、2年目15%※）
※目標収支率に至らない場合、運行見直し等を行い、６か月間延長（改善状況等に応じ更に６か月迄延長可）、それでも至らない場合は、終了（地域の実情に応じた生活交通を別途検討）

新規

本格運行経費補助
＜補助対象者＞公共交通事業者
＜補助金額＞本格運行に要する経費と収入の差額
運行経費、初期経費、
システム改修経費、
利便性向上・利用促進等経費
＜事業期間＞ －
＜その他＞目標収支率２０%以上※
※目標収支率に至らない場合、運行見直し等を行い、12か月間延長（改善状況等に応じ更に６か月迄延長可）、それでも至らない場合は、終了

〈参考：福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱の改正概要〉

１．主な改正点

（１）補助金交付要綱の名称変更（名称）
名称を分かりやすく変更
（旧：福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱）

（２）支援対象地域の拡充（第２条）
「公共交通不便地等を含む」地域と支援対象地域を拡充

（３）公共交通不便地に準ずる地域の明確化（第３条）
公共交通不便地に準ずる地域（２）の距離（道のり500m）及び勾配（8%）の要件を明確化

（４）補助対象事業の新設（第４条）
本格運行への補助を新設

（５）補助要件の追加（第５条）
運行の補助要件として運行協議会を設け取り組むことを追加

（６）実証運行及び本格運行に係る補助の拡充・追加

実証運行	補助金の額を収支差額とし、期間を最長３年に拡充 目標収支率を２割に設定、 １～２年目を緩和（１年目10%、２年目15%）
本格運行	補助金の額を収支差額とし、収支率２割以上で支援 収支率向上が図られるよう、インセンティブ制度を導入
共　通	運行台数は１台を基本、オンデマンド交通は複数校区・概ね５ｋ㎡（それ以上は１～２台）を目安

２．改正日

令和７年６月２０日

公共交通不便地等への支援強化

〈参考：インセンティブ制度〉

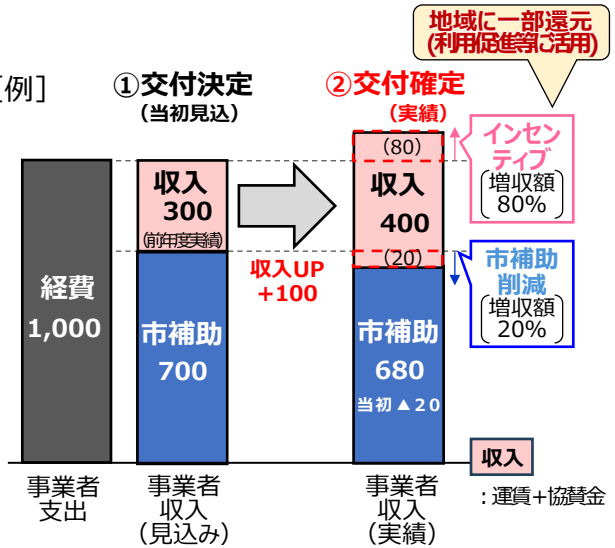

〈参考：取組みのイメージ〉

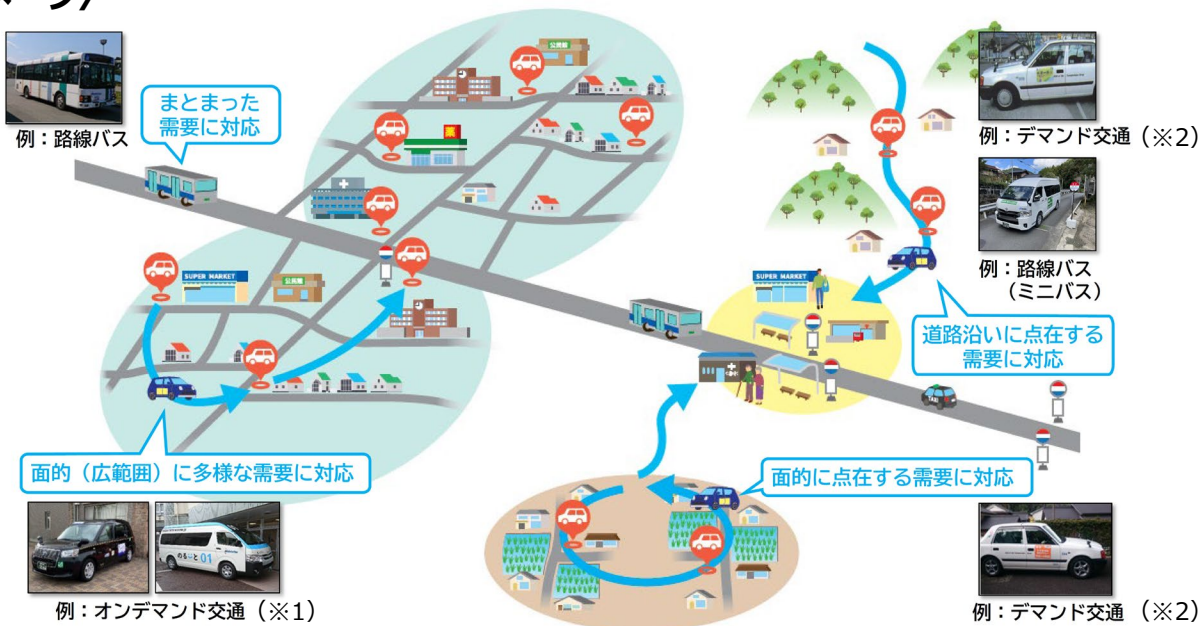

※1 オンデマンド交通
一定の運行区域で予約のある都度運行するもの

※2 デマンド交通
路線や一定の運行区域で時刻を定め予約に応じて運行するもの

公共交通不便地等への支援強化

＜参考：公共交通空白地等の分布図＞

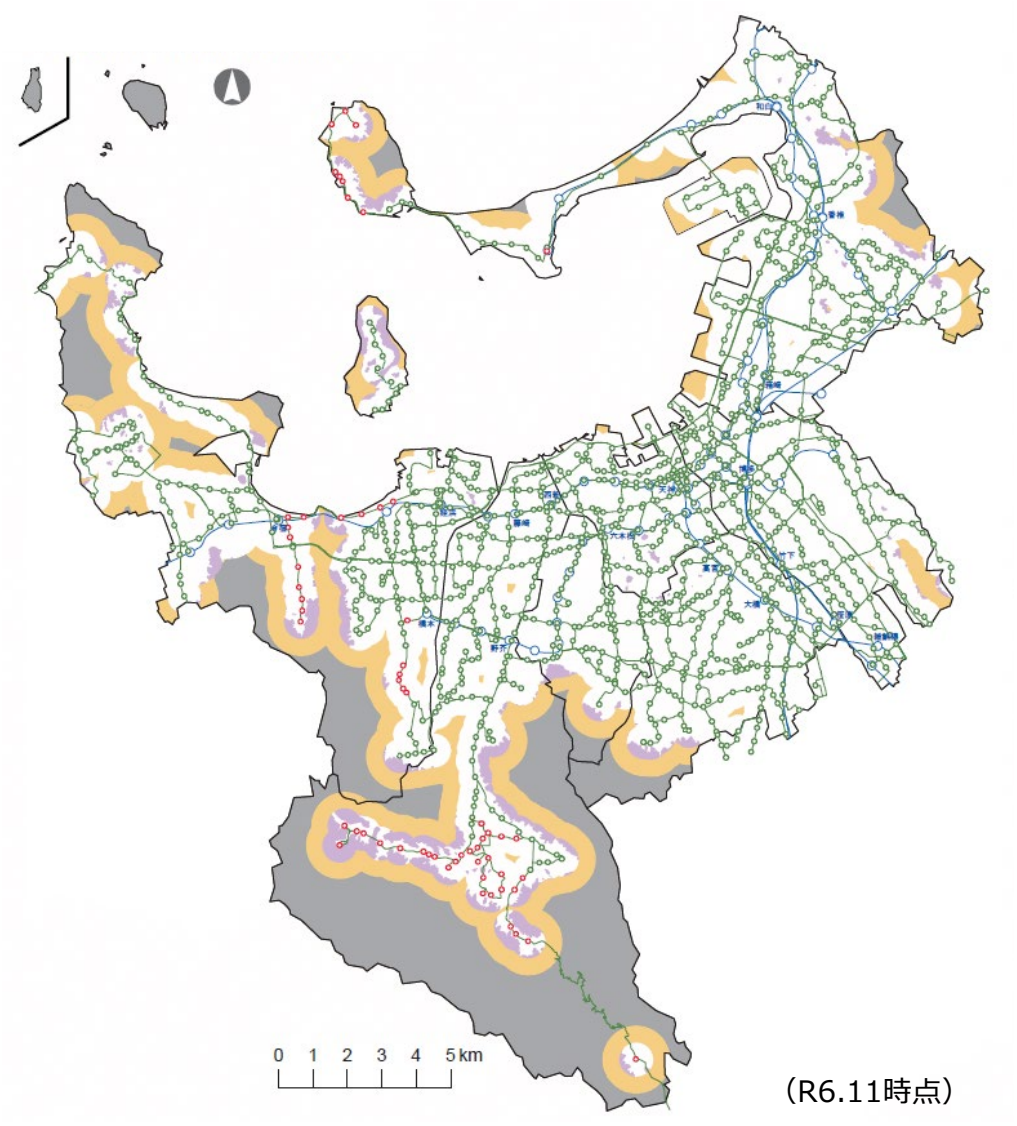

（R6.11時点）

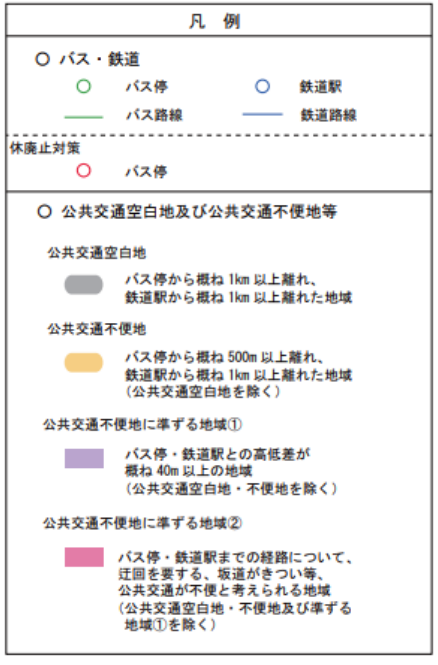

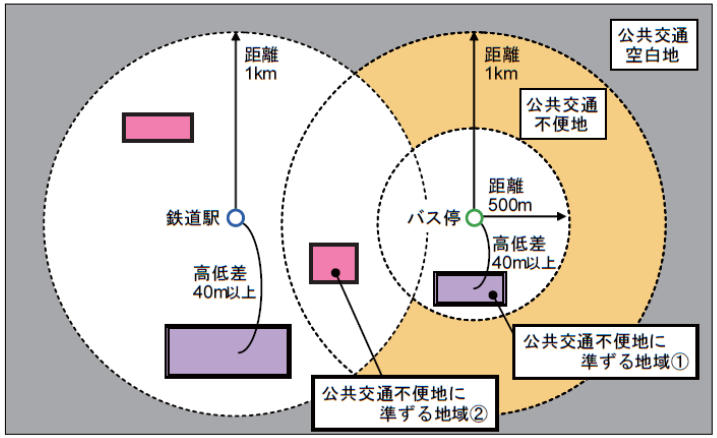

不便地対策（新支援制度）の取組み状況

○ **新たな支援制度**にて、**公共交通不便地等を含む地域**において、市や交通事業者と**共働で取り組む地域を募集**（7/1～8/20）。
○ 応募された地域と取り組むエリアや交通手段、運行計画などの検討を行い、**交通事業者の公募**を経て、三者で**運行協議会を立ち上げ**、詳細な運行計画や利用促進策を検討するなど、**令和8年度からの順次、運行開始を目指し**取組みを進めていく。

〈スケジュール予定〉

	R6	R7	R8～
生活交通の取組み	7/18 取組状況（検討状況） 10/21 取組状況（方向性） 12/24 取組状況（制度案）	5/26 取組状況（進め方） 6/20 補助要綱改正 7/1～8/20 地域募集 8/18 取組状況（状況） 本日 検討・実施 ※R8年度以降の順次実走を目指す	

〈取組みの流れ〉

7/1～8/20 **地域募集**

運行計画（素案）検討 → 交通事業者の公募 → 運行協議会の立ち上げ → 運行計画（案）検討 → 地域公共交通会議 → 実証運行（改善等） → 収支率20%達成 → 本格運行（改善等）

地域市 → 地域事業者市

募集終了後、取組み校区等を公表

※ 取組状況などについて、適宜、本会議（福岡市地域公共交通会議）に報告・協議を行う
※ 交通事業者の公募時に意見・評価する「提案評価委員会」、生活交通の取組みへ助言を行う「アドバイザー会議」を設置し、取組みを進める

参考資料

福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成 22 年福岡市条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく施策として、公共交通が不便な地域における生活交通の確保に向け、地域及び公共交通事業者と共働した取組みに対して補助金を交付するにあたり、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例第２条に定めるところによる。なお、この要綱では条例第２条第８号を公共交通不便地等という。

２　前項に定めるもののほか、この要綱における「協議会」とは、地域の生活交通を確保することを目的とする地域住民等からなる組織、福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（令和４年福岡市条例第２号）で定める自治協議会及び町内会等であり、次の各号のいずれにも該当する組織をいう。

(1) 組織の構成員は、原則として地域住民等であること。

(2) 生活交通を確保しようとする区域が、公共交通不便地等を含む一体的な検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。

(3) 地域を代表して生活交通の確保に向けた活動を行う組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。

(4) 地域住民等に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域の生活交通確保の取組みを推進しようとするもの。

(5) 持続的な生活交通の確保に向けて主体的に取組みを推進しようとするもの。

３　この要綱における「交通手段」は次の各号のことをいう。

(1) オンデマンド交通　一定の運行区域で予約のある都度運行するもの。

(2) デマンド交通　路線や一定の運行区域で時刻を定め予約に応じて運行するもの。

(3) 路線定期運行　路線や停留所、運行時刻を定めて運行するもの。

（公共交通不便地に準ずると市長が認める地域）

第３条　この要綱において、条例第２条第８号ウに定める「公共交通不便地に準ずると市長が認める地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

(1) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね４０メートル以上となっている地域（公共交通空白地及び公共交通不便地を除く。）

(2) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する（概ね５００メートル以上）又は前号に定める地域に準ずる勾配がある（概ね８パーセント）等、公共交通が不便と考えられる地域（公共交通空白地、公共交通不便地及び前号に定める地域を除く。）

（補助対象事業）

第４条　市長は、協議会又は公共交通事業者に対し、公共交通不便地等における生活交通の確保に向けた取組みについて、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 生活交通の確保に向けた調査、検討その他市長が特に必要と認める活動

(2) 前号に基づき実施する実証運行

(3) 前号に基づき実施する本格運行

（補助の要件）

第５条　前条第１号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の自治協議会又は町内会等が合意していること。

２　前条第２号及び第３号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の自治協議会又は町内会等の合意がなされ、かつ、地域及び公共交通事業者、行政等で構成する運行に関する協議の場が設けられ（以下「運行協議会」という。)、補助事業として実施することについて、条例第１２条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていなければならない。

３　前条第２号及び第３号の事業は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条に基づく許可を受けた一般旅客自動車運送事業により実施するものとし、バス路線など、既存の公共交通と調和のとれたもので、かつ、身近な商業施設や病院等の立地や道路の状況など地域の実情を踏まえた交通手段で実施するものとする。

４　前条第２号及び第３号の事業は、地域、公共交通事業者において、利用促進等の取組みの実施が見込まれるものとする。

（補助対象事業者）

第６条　補助対象事業者は、第４条第１号の事業については公募による協議会、同条第２号及び第３号の事業については公募による公共交通事業者とし、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと。

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金対象経費等）

第７条　第４条第１号の事業の補助対象経費等については、別表１に定めるものとする。

２　第４条第２号の事業の補助対象経費等については、別表２に定めるものとする。

３　第４条第３号の事業の補助対象経費等については、別表３に定めるものとする。

４　国庫補助金及びその他の補助金等の交付を受けている場合においては、これを控除した額とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第１号により市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業に関する収支計画及び事業計画

(2) 規約又は定款等及び役員名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第２号により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

（申請の取下げ）

第 10 条　補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、様式第３号により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

（交付決定の変更申請）

第 11 条　第９条の規定による交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微なものを除き、あらかじめ様式第４号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第 12 条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、様式第５号により補助事業者に通知する。

（状況の報告）

第 13 条　補助事業者は、市長の請求があったときは、速やかに様式第６号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条　補助事業者は、補助事業期間の終了後、速やかに様式第７号を市長に提出しなければならない。

２　第４条第２号及び第３号の補助事業者は、毎月の運行日数、利用者数、運行経費、収入等について翌月の１０日までに市長に報告しなければならない。

（交付額の確定）

第 15 条　市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を様式第８号で審査し、補助事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第９号により補助事業者に通知する。

（交付請求）

第 16 条　補助事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１０号により請求することができる。

（補助金の交付）

第 17 条　市長は、第１５条により確定した補助金を前条による補助事業者からの請求に応じて交付するものとする。ただし、補助事業者からの請求があり、市長が特に必要と認めるときは、事業実績内容に応じて、補助事業対象期間終了前に補助金の一部を交付することができる。

２　前項の補助金の一部交付は、原則、各四半期経過後の運行実績状況に応じて行い、年度最終となる第４四半期にて精算するものとする。

（事業の見直し等）

第 18 条　第４条第２号及び第３号の事業の見直しに当たっては、運行協議会において、地域の実情や収支率等を踏まえた運行内容を協議・検討し、需要に応じた運行内容とする。

２　補助事業者は、利用促進や収支率の向上等に努めなければならない。

（補助金の整理）

第 19 条　補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第 20 条　市長は、暴排条例第６条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

２　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

３　市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

４　市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（雑則）

第 21 条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（期間）

２　この要綱は、平成２９年３月３１日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく施策において、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合においては、この要綱の終期について延長できるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（期間）

２　この要綱は、平成３３年３月３１日をもって廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（期間）

２　この要綱は、令和７年３月３１日をもって廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年６月２０日に改正する。

（期間）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日をもって廃止する。

別表１（第７条関係）

補助対象事業	・第4条第1号の事業
補助対象経費	・調査、検討その他市長が特に必要と認める活動に必要と認める額とする。
補助対象経費の限度	・単年度につき50万円とする。
補助対象事業期間	・交付初年度から通算5年を限度とする。

別表２（第７条関係）

<table>
<tr><td>補助対象事業</td><td>第4条第2号の事業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">補助対象経費</td><td>1.実証運行経費：運行に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>人件費</td><td>当該運行に要する人件費</td></tr>
<tr><td>燃料油脂費</td><td>運行車両に係る燃料費及び油脂費</td></tr>
<tr><td>車両費</td><td>車両設備の修繕整備費及び保険料、減価償却費、租税公課</td></tr>
<tr><td>システム運用費</td><td>当該運行に係るシステムの運用費</td></tr>
<tr><td>コールセンター費</td><td>乗車申込等に係るコールセンター業務費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>通信費及び占用料等、その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2.初期経費：実証運行の導入に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>システム設計・構築費</td><td>システム及び停留所設定に要する経費</td></tr>
<tr><td>停留所等経費</td><td>停留所看板等の作成・設置に要する経費</td></tr>
<tr><td>事業マネジメント・支援費</td><td>運行計画策定や乗務員講習、関係者調整に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>車載器やチラシ等作成等、その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3.システム改修経費：運行システムの改修に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>システム改修費</td><td>システムの改修に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4.利便性向上・利用促進等経費：利便性向上及び利用促進等に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>停留所追加費</td><td>停留所看板等の追加に要する経費</td></tr>
<tr><td>広報・利用促進費</td><td>広報・利用促進に係るチラシ作成等に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>会員証や乗車券の作成等、その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助金の額</td><td>・補助対象経費と収入（運賃及び運賃以外の収入（以下「運賃等」））の差額（消費税及び地方消費税除く）とする。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の限度</td><td>・補助金の額は予算の範囲内とし、以下の補助対象経費の限度額を定める。
初期経費：オンデマンド交通 1,000 万円、その他 200 万円
システム改修経費：100 万円／年
利便性向上・利用促進等経費：200 万円／年
※オンデマンド交通の初期経費は、運行区域が概ね5k㎡を基本とし、広範囲となる場合等においては、1k ㎡あたり（小数点以下切り捨て）200 万円を限度とした額を加算することができる</td></tr>
<tr><td>運行車両台数等</td><td>・運行車両台数は、1台を基本とする。
・オンデマンド交通は、複数校区の自治協議会等で取り組むことを基本とし、運行車両台数は右の表を目安とする。ただし、運行区域や利用状況等を踏まえ、効率的かつ効果的に運行可能であると認められる場合はこの限りでない。
<table>
<tr><th>運行区域の面積</th><th>台数</th></tr>
<tr><td>概ね5k㎡</td><td>1台</td></tr>
<tr><td>概ね5k㎡ ～</td><td>1台～2台</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助対象事業期間</td><td>・補助対象事業期間は、運行開始から1年間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、2年間を限度として補助対象事業期間を延長できるものとする。なお、運行中止期間は対象とせず、通算3年間とする。</td></tr>
<tr><td>目標収支率</td><td>・収入（運賃等）を補助対象経費の実証運行経費で除した割合（以下「収支率」）の目標値は、20パーセントとする。ただし、運行1年目は10パーセント、運行2年目は15パーセントに緩和することができる。</td></tr>
<tr><td>収支率の算定</td><td>・収支率の算定は、当該運行期間における運行開始より6月目からの3月間の実証運行経費（消費税及び地方消費税含む）を対象に算定する。</td></tr>
<tr><td>運行継続等の判断等</td><td>・第4条第2号の事業（実証運行）は、目標収支率20パーセントを達成した場合に第4条第3号の事業（本格運行）へ移行することとする。
・目標収支率20パーセント（1年目10パーセント、2年目15パーセント）に至らない場合は、次期の補助金交付による運行を終了するものとする。
・ただし、運行内容の見直し等を行い、目標収支率の達成が見込まれる場合は、次期の運行として6月間、改善状況等に応じて更に6月間を限度に運行できるものとするが、事業期間は補助対象事業期間を限度とする。
・目標収支率に至らない場合の運行時の収支率は、前期運行期間の目標収支率とし、運行開始より、1月目からの3月間を対象に算定し、再運行時の収支率は、当該運行期間の目標収支率とし、再運行開始より、1月目からの3月間を対象に算定する。</td></tr>
</table>

別表３（第７条関係）

<table>
<tr><td>補助対象事業</td><td>第4条第3号の事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助対象経費</td><td>1.本格運行経費：運行に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>人件費</td><td>当該運行に要する人件費</td></tr>
<tr><td>燃料油脂費</td><td>運行車両に係る燃料費及び油脂費</td></tr>
<tr><td>車両費</td><td>車両設備の修繕整備費及び保険料、減価償却費、租税公課</td></tr>
<tr><td>システム運用費</td><td>当該運行に係るシステムの運用費</td></tr>
<tr><td>コールセンター費</td><td>乗車申込等に係るコールセンター業務費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>通信費及び占用料、会員証や乗車券の作成等、その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2.システム改修経費：運行システムの改修に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>システム改修費</td><td>システムの改修に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>その他必要な経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3.利便性向上・利用促進等経費：利便性向上及び利用促進等に要する経費
<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>停留所追加費</td><td>停留所看板等の追加に要する経費</td></tr>
<tr><td>広報・利用促進費</td><td>広報・利用促進に係るチラシ作成等に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他経費</td><td>その他必要となる経費</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助金の額</td><td>・補助対象経費と収入（運賃等）の差額（消費税及び地方消費税除く）にインセンティブを加算した額とする。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の限度</td><td>・補助金の額は予算の範囲内とし、以下の補助対象経費の限度額を定める。
システム改修経費：100 万円／年
利便性向上・利用促進等経費：50 万円／年
※利便性向上・利用促進等経費は、車両装飾など一時的な費用が発生する場合においては、運行協議会で協議を行い、25 万円を限度とした額を加算することができる</td></tr>
<tr><td>運行車両台数等</td><td>・運行車両台数は、1台を基本とする。
・オンデマンド交通は、複数校区の自治協議会等で取り組むことを基本とし、運行車両台数は右の表を目安とする。ただし、運行区域や利用状況等を踏まえ、効率的かつ効果的に運行可能であると認められる場合はこの限りでない。
<table>
<tr><th>運行区域の面積</th><th>台数</th></tr>
<tr><td>概ね5k㎡</td><td>1台</td></tr>
<tr><td>概ね5k㎡　～</td><td>1台～2台</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補助対象事業期間</td><td>・補助対象事業期間は、補助金の交付を受ける会計年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、年度途中に第4条第2号の事業（実証運行）から移行される場合は、翌年度の会計年度末の3月31日までの期間を対象とする。</td></tr>
<tr><td>目標収支率</td><td>・収入（運賃等）を補助対象経費の本格運行経費で除した割合（以下「収支率」）の目標値は、20パーセント以上とする。</td></tr>
<tr><td>収支率の算定</td><td>・収支率は、当該運行期間における8月目までの直近12月間の運行経費（消費税及び地方消費税含む）を対象とする。
・ただし、年度途中に第4条第2号の事業（実証運行）から移行される場合の収支率は、当該運行期間末の4月前までの直近12月間を対象とする。</td></tr>
<tr><td>運行継続等の判断等</td><td>・目標収支率に至らない場合は、次期の補助金交付による運行を終了するものとする。
・ただし、運行内容の見直し等を行い、目標収支率の達成が見込まれる場合は12月間、改善状況等に応じ更に6月間を限度に運行できるものとする。
・目標収支率に至らない場合の運行時の収支率は、当該運行期間の1月目からの9月間、再運行時の収支率は、当該運行期間の1月目からの3月間を対象に算定する。</td></tr>
<tr><td>インセンティブ制度</td><td>・公共交通事業者は前年度の実績等に基づき交付申請するものとする。
・実績報告時の本格運行経費と収入（運賃等）の差額が交付決定時を下回る場合は、その差額の80パーセントを公共交通事業者のインセンティブとして、実績報告の補助金の精算額の算定の際に加算し提出するものとし、その一部は事業地域の利用促進等に活用するものとする。</td></tr>
</table>

■支援の対象地域

以下に示す公共交通不便地等を含む地域を支援対象としています。※詳しくは市にご相談ください。

＜公共交通不便地等＞

公共交通空白地

バス停から概ね1km以上離れ、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域

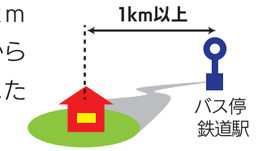

公共交通不便地

バス停から概ね500m以上離れ、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域

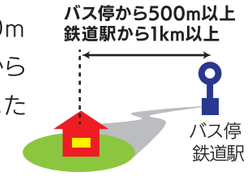

公共交通不便地に準ずる地域①

バス停または鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね40m以上となっている地域

公共交通不便地に準ずる地域②

バス停・鉄道駅までの経路について、迂回を要する（概ね500m以上）、坂道がきつい（勾配が概ね8％）等、公共交通が不便と考えられる地域

（公共交通が不便と考えられる地域）

■取組みの実施体制

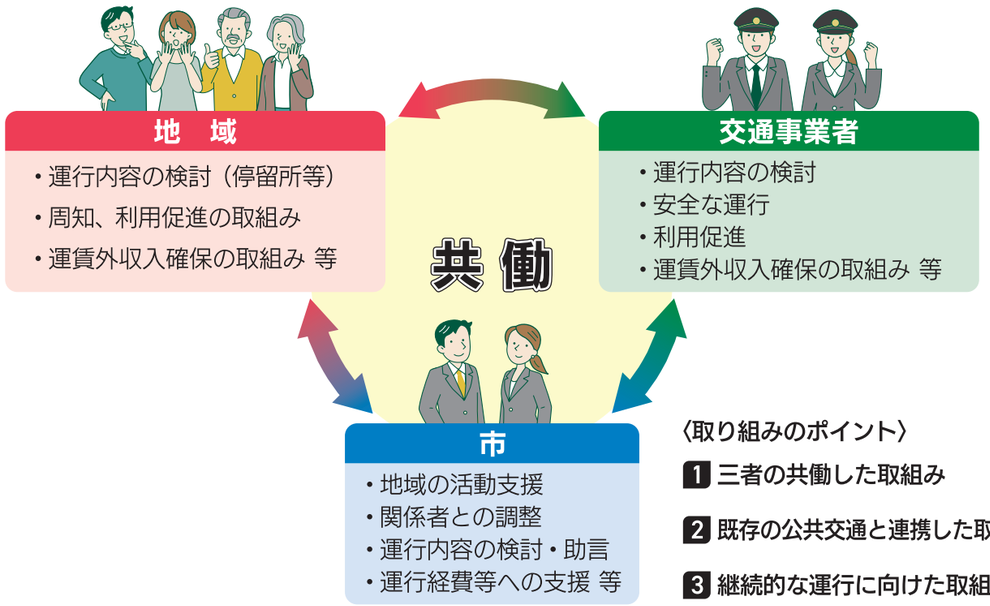

〈取り組みのポイント〉

1 三者の共働した取組み

2 既存の公共交通と連携した取組み

3 継続的な運行に向けた取組み

生活交通確保の手引き

発　行　年　令和７年６月

編集・発行　福岡市住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課　〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（市庁舎4F）　TEL：092-707-1064　FAX：092-733-5590

（参考資料）

アジアのリーダー都市へ FUKUOKA NEXT

生活交通確保の手引き

概要版

未来のため、
暮らしのために、
地域交通を考える。

福　岡　市

《 地域の皆様が公共交通を使って便利にお出かけできるよう、
地域の課題解決に向けた取組みを福岡市がサポートします。 》

まずは今ある公共交通を確認しましょう

↓

便利な公共交通をうまく活用しましょう

今ある公共交通では困っている

↓

どのようなことにお困りなのか考えてみましょう

もう少し近くにバス停があれば…

↓

バス停追加やルート変更などを検討しましょう

今ある公共交通ではお困りごとに対応できない

↓

地域で新たな公共交通の導入を検討しましょう

■取組みの主な流れ・補助制度（福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱）

新たな公共交通の導入にあたっては、地域・交通事業者・福岡市の三者が共働して、運行内容の検討から実証運行の実施など段階的に取り組みます。

取組みにあたっては、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、調査・検討や運行に関する経費の一部を支援する補助制度があります。

	ステップ1 調査・検討	ステップ2 実証運行	ステップ3 本格運行
	運行内容や利用促進の検討・運行協議会の立ち上げ	運行内容の確認・改善等 利用促進等の取組み	運行内容の確認・改善等 利用促進等の取組み
地域	・停留所等の検討、協議 など	・利用促進の取組み ・利用状況の確認 など	・利用促進の取組み ・利用状況の確認 など
交通事業者	・運行内容の提案 ・停留所など運行に向けた準備 など	・安全な運行 ・利用促進の取組み ・目標収支率の確認 など	・安全な運行 ・利用促進の取組み ・目標収支率の確認 など
福岡市	・関係者との調整 ・検討経費支援 など	・関係者との調整 ・利用促進の取組み ・運行経費支援 など	・関係者との調整 ・利用促進の取組み ・運行経費支援 など
補助対象	調査・検討費	実証運行経費、初期経費、システム改修費、利便性向上・利用促進等経費	本格運行経費、システム改修費、利便性向上・利用促進等経費
金額※1	年間50万円まで	収支差額	収支差額
期間	最長5年	1年（最長3年）	―
目標収支率※2	―	20%（1年目は10%、2年目は15%に緩和）	20%以上

目標収支率2割を達成⇒本格運行へ移行

※1　実証運行・本格運行については、経費毎に上限があります（要綱参照）
※2　運行継続のためには目標収支率の達成が必要です

（参考資料）

■多様な交通手段

交通手段には様々な運行形態があり、地域の実情にあったものとすることが大切です。以下の図を参考に検討してみましょう。

＜持続可能な生活交通の確保イメージ＞

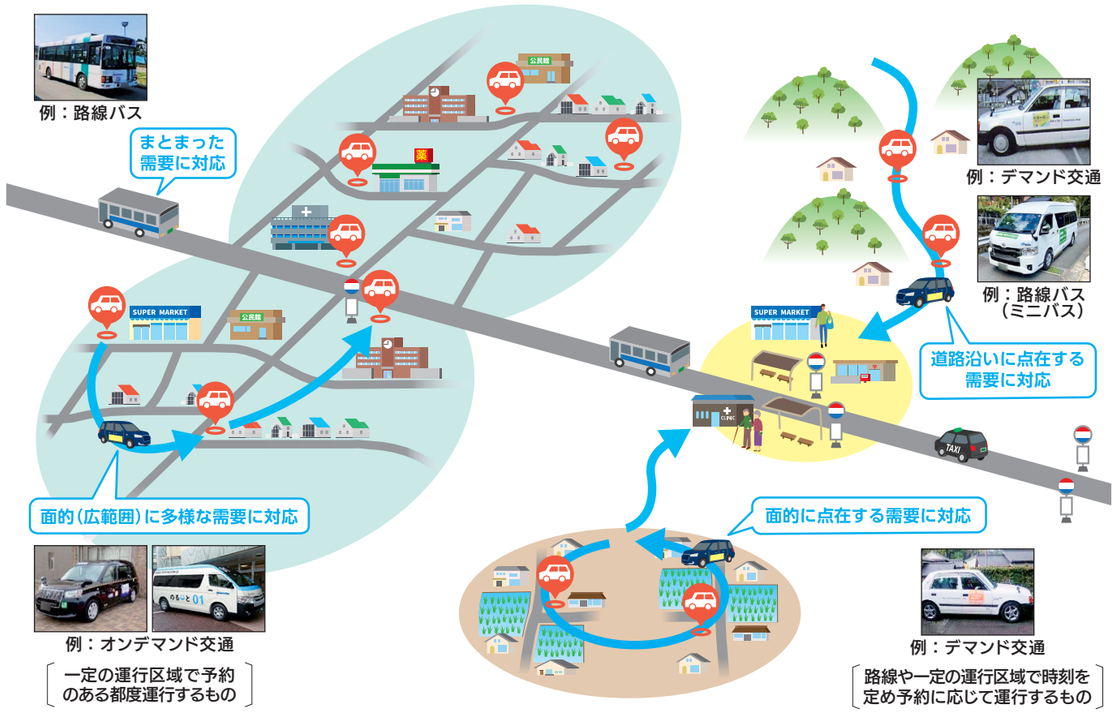

＜運行形態等＞

運行ルート	路線運行（ルートあり）		区域運行（ルートなし）	路線運行（ルートあり）
運行ダイヤ・利用方法	ダイヤあり・予約不要		ダイヤなし・予約要	ダイヤあり・予約要
運行形態	路線バス（大型・中型・小型）	路線バス（ミニバス）	オンデマンド交通	デマンド交通（区域）	デマンド交通（不定期）
	輸送量（利用者）：大				小
	路線定期運行		区域運行		路線不定期運行
	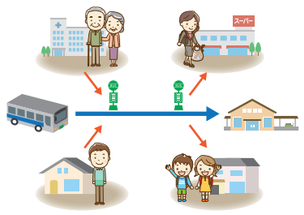				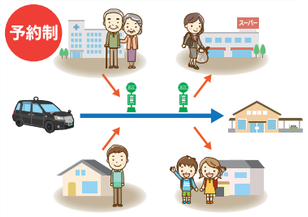

議題３

協議運賃幹事会の付議案件について